

M・J・L・C に入会しよう!



1. 三木町ジュニア・リーダーズクラブ (M・J・L・C) って何?

ジュニア・リーダーズクラブとは、中学生・高校生(13歳~18歳)のボランティアクラブです。主に地域の子ども会活動に参加・協力して、子ども会育成会を援助する活動を展開しています。子ども会活動においての「お兄さん、お姉さん役」というわけです。また、リーダーとしての学習活動として様々な研修や行事に参加するとともに、奉仕活動等自主的な行事に取り組んでいます。

三木町では昭和56年頃より三木町子ども会育成連絡協議会が中心となってクラブ育成が行われ、現在に至っています。

2. 三木町ジュニア・リーダーズクラブの会則 (一部抜粋)

第1条 (名称)	この会の名称を三木町ジュニア・リーダーズクラブという。
第2条 (構成)	三木町内に在住する13歳~18歳の有志で組織する。ただし本人が希望し、町子連の会長が推薦する場合は会員の期間を延長することができる。
第3条 (目的)	子ども会の育成指導に協力するとともに、自己研修につとめ、明るい豊かな郷土づくりに貢献する。
第4条 (事業)	<ol style="list-style-type: none"> 子ども会活動への協力・援助・指導をする。 各種研修に参加する。 その他の目的達成に必要な事業をする。
第5条 (心得)	<ol style="list-style-type: none"> ジュニアの心得 <ol style="list-style-type: none"> 会員一人一人をよく知り、共に学ぶ気持ちで活動する。 活動に参加する時には保護者の了解を得る。 ジュニア活動と私生活とのけじめをつけ、活動に参加する時にはジュニアTシャツを着用する。
第6条 (役員)	<ol style="list-style-type: none"> この会の役員は次のとおりとする。 会長1名 副会長2名 会計1名 書記1名 広報・庶務1名 役員は会員の協議によって選出する。役員任期は1カ年とする。
第7条 (会議)	<ol style="list-style-type: none"> 会議は原則として月に1回とする。 会長は町子連の会長にはかって臨時会議をもつことができる。
第8条 (会計)	<ol style="list-style-type: none"> この会の経費は会費及び助成金等をもってこれに充てる。 会費は月額100円とする。 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。 本会の会計監査は町子連会長がこれにあたる。
第9条 (入会及び脱会)	この会の入会は、保護者の許可及び町子連会長の承認を必要とする。脱会は本人が町子連会長に申し出るものとする。



3. 入会申込方法は?

入会申込書を作成し、三木町教育委員会生涯学習課(891-3314)まで提出。もしくは、毎月定例会を農村環境改善センターで行っているのので、その時に持ってきてかまいません。

... キリトリ線

平成 年度 三木町ジュニア・リーダーズクラブ (M・J・L・C) 入会申込書

ふりがな 入会者氏名	男	生年 月日	年 月 日	在学 学校	学校	年	組
	女				部活動名()	
会の趣旨に賛同し、入会金200円を添え入会を申し込みいたします。 平成 年 月 日 住所: Tel 三木町子ども会育成連絡協議会会長 殿 保護者: (印)							